



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月19日火曜日 第493号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則.....（水産課）... 145

告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 146

くろまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）... 146

くろまぐる（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（ " ）... 146

公有水面埋立免許の出願.....（港湾海岸課）... 146

道路の供用開始（県道森松重信線外）.....（中予地方局管理課）... 147

道路の供用開始（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 147

医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 148

指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 148

公 告

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託.....（スマート行政推進課総務事務改革室）... 148

公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 149

正 誤

令和6年3月1日付け第488号目次中.....（監査事務局）... 149

令和6年3月1日付け第488号愛媛県監査公表第1号（財政援助団体等監査結果の公表）中.....（ " ）... 149

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第5号

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（閲覧所） 第2条 法第9条の規定により登録簿を閲覧に供するため、別表に掲げる場所に遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。 2 省略	（閲覧所） 第2条 法第8条の規定により登録簿を閲覧に供するため、別表に掲げる場所に遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。 2 省略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第196号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
立花病院	新居浜市喜光地町1丁目13番29号	医療法人社団久和会	令和9年3月9日まで

○愛媛県告示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年1月愛媛県告示第34号）を次のとおり変更した。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前		変更後	
		変更前	変更後	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	1.8トン	1.8トン		
	7月から9月まで	2.8トン	2.8トン		
	10月から12月まで	11.0トン	11.0トン		
	1月から3月まで	3.0トン	4.1トン		
	総計	18.6トン	19.7トン		

○愛媛県告示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年12月愛媛県告示第1227号）を次のとおり変更した。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（大型魚）漁業	0.1トン	0.2トン

○愛媛県告示第199号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局建設部及び宇和島市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市岩崎町1丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

宇和島市戸島2491-1番地に接する堤から同市戸島4429番地までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線及び20点と1点を結ぶ令和4年の秋分の日の満潮位（C・D・L+2.56m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（愛媛県宇和島市戸島2335番地内の国土地理院「宇和島2」電子基準点）は、北緯33度12分07秒8531、東経132度21分37秒3943の地点（以下、「基点」という）

1点は、基点から真北69度39分16秒、575.82メートルの地点

2点は、1点から真北241度46分08秒、10.94メートルの地点

3点は、2点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点

4点は、3点から真北241度45分45秒、1.90メートルの地点

5点は、4点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点

6点は、5点から真北241度45分56秒、82.50メートルの地点

7点は、6点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点

8点は、7点から真北241度45分45秒、1.90メートルの地点

9点は、8点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点

10点は、9点から真北241度46分05秒、7.38メートルの地点

11点は、10点から真北151度46分03秒、7.50メートルの地点

12点は、11点から真北241度46分00秒、20.60メートルの地点

13点は、12点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点

14点は、13点から真北241度45分50秒、4.80メートルの地点

15点は、14点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点

16点は、15点から真北241度46分01秒、30.50メートルの地点

17点は、16点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点

18点は、17点から真北241度45分45秒、1.90メートルの地点
 19点は、18点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点
 20点は、19点から真北241度45分42秒、6.60メートルの地点
 ウ 面積
 2,734.97平方メートル
 (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 ア 位置
 愛媛県宇和島市戸島2490 - 1番地から同市戸島4429番地までの地先公有水面及び陸域
 イ 区域
 次のA点からT点までを順次直線で結んだ線及びT点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 A点は、基点から真北67度07分14秒、579.18メートルの地点
 B点は、A点から真北165度52分49秒、97.09メートルの地点
 C点は、B点から真北246度09分52秒、36.32メートルの地点
 D点は、C点から真北225度01分57秒、70.02メートルの地点
 E点は、D点から真北268度27分22秒、50.70メートルの地点
 F点は、E点から真北326度53分43秒、59.85メートルの地点
 G点は、F点から真北42度28分51秒、72.72メートルの地

点
 H点は、G点から真北133度19分50秒、3.96メートルの地点
 I点は、H点から真北41度43分28秒、3.56メートルの地点
 J点は、I点から真北136度57分22秒、1.04メートルの地点
 K点は、J点から真北74度42分15秒、2.96メートルの地点
 L点は、K点から真北64度55分40秒、6.82メートルの地点
 M点は、L点から真北39度04分27秒、1.40メートルの地点
 N点は、M点から真北349度00分04秒、2.64メートルの地点
 O点は、N点から真北265度50分54秒、1.55メートルの地点
 P点は、O点から真北311度53分56秒、1.74メートルの地点
 Q点は、P点から真北62度00分56秒、25.80メートルの地点
 R点は、Q点から真北325度33分58秒、8.65メートルの地点
 S点は、R点から真北67度29分51秒、47.22メートルの地点
 T点は、S点から真北57度10分50秒、8.54メートルの地点
 ウ 面積
 14,770.59平方メートル
 3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 出願年月日
 令和6年2月29日

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年3月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	森松重信線	東温市田窪字海稲1416番25から 同字1476番2まで	令和6年3月19日
〃	美川松山線	東温市田窪字海稲1436番9から 同字1416番25まで	〃
〃	〃	東温市田窪字前川568番9地先から 同字442番7まで	〃

○愛媛県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年3月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒乙209番3から 同町下須戒甲642番4まで	令和6年3月21日

○愛媛県告示第202号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	升田 碧	西条市朔日市269番地1	令和6年3月1日

○愛媛県告示第203号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
矢野 春海	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	令和5年5月1日
濱口 隆司	浜口 医 院	南宇和郡愛南町城辺甲347番地2	沢 近 医 院	南宇和郡愛南町城辺甲347番地2	令和6年2月6日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月19日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書による。
- (4) 委託期間
ア 委託期間
契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
イ 委託業務に係る成果品の納入期限
令和7年3月31日（月）
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法
ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) ISO27001の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること又は、上記認証等内容と同等の規定を整備していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室改革推進グループ

〒790 0001

愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTTコム松山ビル7階

電話 (089)912 2476

組織改正等があった場合は、本業務を移管した所属とする。

- (2) 入札書の受領期限
令和6年4月30日(火)午後2時まで
- (3) 入札説明書の交付方法
令和6年3月19日(火)から同年3月26日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年4月30日(火)午後2時
愛媛県庁第一別館5階第12会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。
ア 受付期間
令和6年3月19日(火)から同年3月26日(火)までの執務時間中
イ 受付場所
3の(1)に掲げる場所
イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。
ア 受付期間
令和6年3月19日(火)から同年4月12日(金)までの

- 執務時間中
 - (イ) 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Consignment of Ehime Prefecture General Affairs , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 30 April 2024
 - (3) For further information , please contact: Reform Promotion Group , General Affairs and Administrative Reform Office , Digital Strategy Sub Department , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 0001 Japan
TEL 089 912 2476

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。
令和6年3月19日

愛媛県立今治病院長 川上 秀生

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
夜間看護補助派遣業務派遣労働者1名における1時間あたりの単価	愛媛県立今治病院 愛媛県今治市石井町4丁目5-5	令和6年3月4日	株式会社ルフト・メディア イカルケア松山オフィス 松山市千舟町4-6-1 松山フコク生命ビル4F	2,343円 (1時間)	一般競争入札	令和6年1月12日

正 誤

○正 誤

令和6年3月1日付け第488号目次中

ページ	箇所	誤	正
84	目次欄 上から13行目	監査結果に基づく措置の公表(3件)	財政援助団体等監査結果の公表(3件)

○正 誤

令和6年3月1日付け第488号愛媛県監査公表第1号(財政援助団体等監査結果の公表)中

ページ	箇所	誤	正
89	左欄 補助対象事業等欄 (瀬戸内運輸株式会社)	生活バス路線の運航欠損及び車両の減価償却費等	生活バス路線の運行欠損及び車両の減価償却費等